## 信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業支援事業者募集公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号)に基づく公募型プロポーザル方式に準じて支援事業者を募集するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年11月20日

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長

### 1 事業の概要

(1) 事業名

信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業(以下、「本事業」という。)

(2) 事業の目的

長野県では、2019年12月に「気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ(ゼロカーボン)にする目標を掲げ、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいます。固定価格買取制度の買取価格が低下する中、売電を主目的とした太陽光発電設備の設置ではなく、自宅で使う電気を自ら作り、余剰分を売電する自家消費型設置へのシフトを推進するため、多くの県民の再生可能エネルギーへの関心を高め、太陽光発電設備及び蓄電池(以下「太陽光発電設備等」という。)の更なる普及促進を図ることを目的とします。

(3) 募集内容

県内の太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で導入できる共同購入事業を実施する事業者(以下「支援事業者」という。)を募集します。

(4) 仕様等

別添 信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業仕様書のとおり

(5) 業務の実施場所

県内全域

2 応募資格要件

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たす法人とします。

- (1) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がC以上に区分されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成23年3月18日付け22建 政技第337号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は

同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (6) 提案書提出時において、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申し立てをしたものにあっては更生計画認可の決定を、民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続き開始の申し立てをしたものにあっては再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 県税、その他租税を滞納していないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- 3 協定

県と支援事業者は、本事業を円滑に実施するため協定を締結するものとします。

(1) 協定期間

協定締結日から令和4年3月31日まで

ただし、期間満了の一か月前までに県及び支援事業者の一方から書面により協定終了の申し出が無いと

きは、本協定と同一条件で1年間継続することとして、以後も同様とする。

(2) 協定内容

別添 協定書(案)のとおり

4 参加申込書の作成・提出

応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。参加申込書の提出 期限((3)ア)までに提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類の様式 様式第3号及び様式第3号の附表1~2による。
- (2) 担当課・問合せ先

〒380-8570長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係(県庁6階)担当:阿久津 電 話 026-232-0111(代表)内線2728 026-235-7179(直通)

ファックス 026-235-7491

メール sai-ene@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和2年12月1日火曜日正午まで(必着)

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先 4(2)に同じ。

- ウ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推 進室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 4 (2)の担当者に確認してください。
- (4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

- (5) 非該当理由に関する事項
  - ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(7(4))の3日前までに、 書面によりゼロカーボン推進室長から通知します。
  - イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりゼロカーボン推進室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
  - ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
  - エ 非該当理由の説明請求の受付
    - (ア) 受付場所 4(2)に同じ。
    - (イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (6) その他の留意事項
  - ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
  - イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- 5 説明会

説明会は開催しません。

- 6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及び回答方法
  - (1) 受付場所 4(2)に同じ
  - (2) 受付期間 公告日から12月14日月曜日正午まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、 最終日は正午まで。)
  - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出してください。
  - (4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問 の場合は、長野県公式ホームページで公表します。
- 7 企画提案書の作成・提出
  - (1) 企画提案書の様式
    - ア 企画提案書(様式第8号)
    - イ 企画書(様式第8号の附表1及び2)
    - ウ 事業実施スケジュール (様式第8号の附表3)
    - エ 広報について (様式第8号の附表4)
    - オ 太陽光発電設備等の施工事業者の選定について (様式第8号の附表5)
    - カ 施工検査について (様式第8号の附表6)
    - キ 問合せ対応について(様式第8号の附表7)
    - ク リスク管理について (様式第8号の附表8)
    - ケ 太陽光発電設備等共同購入事業に係る支援事業者調書 (様式第8号の附表9)
  - (2) 企画書記載上の留意事項

様式第8号の附表1「7再委託の予定」又は「8企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

- (3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ア 受付場所 4(2)に同じ
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出してください。
  - エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対しては メール等により回答します。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ア 提出期限 令和2年12月21日月曜日正午まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間 は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。)
  - イ 提出先 4(2)に同じ。
  - ウ 提出部数 4部
  - エ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推進 室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話 で4(2)の担当者に確認してください。

## (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準にて選定されます。

	項目	評価内容	配点
1	企画の具体性・ 実現性・効果(事業全体)	内容が具体的でありその遂行が確実かつ 効果的であること	20
2	企画の具体性・ 実現性・効果(広報・PR)	内容が具体的でありその遂行が確実かつ 効果的であること	20
3	地域への経済性	事業を実施することで県内への経済効果 が見込まれること	20
4	施工の確実性	・安全かつ確実に太陽光発電設備等を設置できる事業者を選定する方法がとられていること ・専門的知見を有したものが施工検査を行う体制がとられていること	10
5	リスク管理	<ul><li>・想定されるリスクへの対応策が講じられていること</li><li>・事業に対する問合せ苦情等へ対応する体制がとられていること</li></ul>	10
6	実施体制・スケジュール	運営体制・スケジュールが適切であり、これまでの実績等から円滑に行なうことが見 込まれること	10
7	県民が受ける利益性	共同購入する費用がより安価に県民に提供されるための工夫がなされていること	10
合計			100

# (6) 企画提案の選定

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、評価の結果、最高 点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を書面開催し、提出書類により評価を 行うため、参加申込者によるプレゼンテーション等は実施しません。
- (7) 選定者、非選定者への通知及び公表
  - ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定された者に対して、その旨を支援事業者選 定通知書によりゼロカーボン推進室長から通知します。
  - イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)を支援事業者非選定通知書によりゼロカーボン推進室長から通知します。
  - ウ 支援事業者を選定したときは、遅滞なく、支援事業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進室において閲覧に供します。

## (8) 非選定理由に関する事項

- ア (7)イの非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりゼロカーボン推進室長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10 日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
  - (ア) 受付場所 4(2)に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

# (9) その他の留意事項

- ア 企画提案書は複数案提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とします。

#### 8 協定経過の公表

協定を締結した場合は、遅滞なく、業務名、箇所、概要等の協定情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進室において閲覧に供します。